



総務省

700MHz帯における移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案について

令和5年7月
移動通信課

700MHz帯における3MHzの周波数割当て

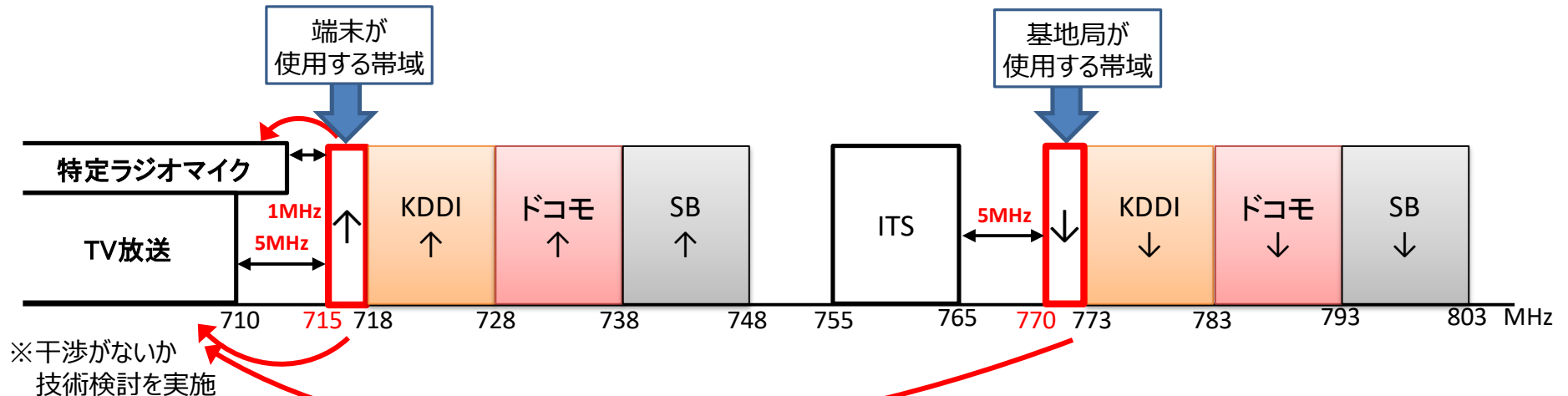
- **700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」であり、携帯電話への割当てに向けて、情報通信審議会において、既存システム（地上デジタル放送・特定ラジオマイク）との共用条件（例 受信障害対策）を検討※。**

※ 令和4年11月から検討を開始し、令和5年5月2日から6月5日までの間、共用条件に関する報告書案のパブコメを実施

- **6月21日の情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、700MHz帯の周波数割当てに向けて、6月22日から7月21日までの間、開設指針案のパブリックコメントを実施。**

割当予定の700MHz帯

3MHz × 2 認定期間 10年間



主な共用条件

- 地上デジタル放送の受信障害対策【フィルタ挿入等の工事】
- 携帯電話端末の送信電力制御
- 基地局を稠密に開設するエリア設計
- 基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置等

絶対審査基準（案）

エリア展開	基準 ①	認定から 10年後までに、各総合通信局管区で人口カバー率を80%以上とする計画を有すること
設備	②	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※
	③	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ※ 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）・「I T 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。
周波数の経済的価値	④	特定基地局開設料の金額が「 (281.3 - 0.0114 × α*) ÷ 10 ÷ 2億円 / 年 」以上であること（ただし、 最低額は1億円 / 年 ） ※ 開設計画に記載する特定基地局の数
財務	⑤	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字を達成する収支計画 を有すること
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 （広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。）のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画 を有すること
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有していること
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策 を行う計画を有すること
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 携帯電話端末の送信電力制御 を適切に行う計画を有すること
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 基地局を稠密に開設するエリア設計 を行う計画を有すること
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの 離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入 する計画を有すること
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を 特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用することを避ける取組 に関する計画を有すること
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置 を行う計画や、 必要な対策を講じる体制を構築 する計画を有すること
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑰	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

比較審査基準の審査項目と配点(案)

- 本開設指針案では、「エリア展開」、「公平性・競争促進」、「周波数の経済的価値」、「高度化」の4つのカテゴリに分けて比較審査項目を設けている。
- 配点は、各カテゴリ24点を基本とし、「エリア展開」のみ、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（改訂版）において道路カバー率に関する整備目標が新たに設定されたことを踏まえ、道路カバー率を比較審査項目に追加するとともに、他のカテゴリよりも4点配点を高くして28点としている。

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	28点	12点
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと		12点
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと		4点
Ⅱ 公平性・競争促進	D	いわゆるプラチナバンドの割当て を受けていないこと	24点	24点
Ⅲ 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	24点	24点
Ⅳ 高度化	F	3MHz幅の 5G・CA利用 に関する 国際標準化提案 を行うこと	24点	12点
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと		12点

以下、基準 A～G を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	4点	4点
-----	---	---	----	----

比較審査基準及び評価の判定方法(案)

カテゴリ	審査項目		判定方法
I	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	10年後の全国の 特定基地局数 を 三桁単位まで比較評価
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 人口カバー率 を 一桁単位まで比較評価
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 道路（国道・高速道路）カバー率 を 一桁単位まで比較評価
II	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	申請者がいわゆる プラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点 。 割当てを受けている場合は配点なし（0点）。
III	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	特定基地局開設料の額（一億円単位で記載）と絶対審査基準の額との「差」を比較評価
IV	F	3 MHz幅の 5 G・CA利用に関する国際標準化提案 を行うこと	3 MHz幅の5 G・CA利用に関する国際標準化提案を行うか否かを評価 。 ただし、 国際標準化提案を行わない者については、配点なし（0点）。
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた具体的な整備計画を有していること 。当該計画を有している場合は、10年後の全国の 高周波数帯の基地局数 を 三桁単位まで比較評価 。当該計画を有していない場合は、 配点なし（0点）。
以下、基準 A～Gを審査した結果として、総合点と同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 面積カバー率 を 優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価 。

○ 比較審査の配点方式は、以下のとおりとする。

- ・ A～C、E 及び H : 等分配点方式
- ・ D : いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点、割当てを受けている場合は 0 点
- ・ F : 計画を有している場合は最高点、有していない場合は 0 点
- ・ G : 計画を有している場合は等分配点方式。有していない場合は 0 点

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点

~

最下位
$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が16点の場合
1位から順に、16点、12点、8点、4点

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方①

開設指針案に対して、29件(法人10件、個人19件)の意見が提出された。
その概要及び考え方は以下のとおり。

(※)意見公募期間は令和5年6月22日(木)～令和5年7月21日(金)(30日間)

提出意見		意見に対する考え方
700MHz帯の周波数割当てについて(全体)		
700MHz帯の割当てに向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要。 【株式会社NTTドコモ】		賛同意見として承る。 開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行っていく。
今回開設指針が示された700MHz帯は、すでにプラチナバンドの割当てを受けている事業者にとっても利用価値の高い有益な帯域である。 【ソフトバンク株式会社】		賛同意見として承る。
700MHz帯の周波数割当てに向けて、700MHz帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する開設指針が策定されることについて賛同。 【楽天モバイル株式会社】		賛同意見として承る。
審査項目について		
絶対審査基準		
① エリア 展開	平成24年の「700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針」においては「認定後7年後(2019年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%」と定められている一方、本件では「認定後10年」で「80%」としており、同じ周波数帯、同じ目的にもかかわらず絶対審査基準が根拠なく緩和されているように見受けられる。人口カバー率または道路・面積カバー率の絶対審査基準を適正な目標値へと変更するよう意見する。 【個人】	審査項目は、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案して、割当ての都度検討するもの。 人口カバー率については、当時と人口カバー率の算出方法が異なっていることから、一概に比較することは困難。道路カバー率や面積カバー率については、絶対審査基準には含まれていないが、比較審査基準において考慮することとしている。
③ 設備 ⑤ 財務	本開設計画における資金調達・収支計画は、基地局等の整備費用や特定基地局開設料に加え、災害／障害発生時の体制維持費や対策費等も考慮した計画であることが前提であると認識。よって、本開設計画における資金調達・収支計画の妥当性については、それらの観点も含め、慎重に審査・評価すべき。 【ソフトバンク株式会社】	電気通信設備の安全・信頼性については、本開設指針案の別表第二の六に規定のとおり、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策(天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしている。

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方②

提出意見		意見に対する考え方
審査項目について		
絶対審査基準		
⑤ 財務	<p>混信対策として多くの条件がある帯域を運用するためには資金が必要 なはずでこれらが守られない事態は避けるべきではないのか それでも資金面に問題のある事業者に割り当てをするのであれば正しく 運用されなかった場合に総務省としてどう責任を負うのかを明確にする べき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割当てを受ける者の財務状況については、特定基地局の運用による電気通信 事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること 並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業 利益の生じる年度(認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までに限 る。)があること及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしている。 開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに 認定計画の進捗状況について継続的に確認を行っていく。</p>
⑨～⑮ 混信 対策	<p>開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害 な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定 要件としたことは適切。 行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性 の審査を厳格に行っていただきたい。また、総務省は周波数の割り当て 後においても、隣接周波数に対する混信を生じさせないために開設認定 者が開設計画の認定要件を確実に遵守するよう、継続的に十分な監督 や指導をおこなうよう要望する。 【一般社団法人日本民間放送連盟・日本テレビ放送網株式会社・ 株式会社テレビ朝日・株式会社TBSテレビ・株式会社毎日放送・ 株式会社テレビ東京】</p>	<p>賛同意見として承る。 なお、混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六ま での規定により、絶対審査基準において審査を行うとともに、認定後には本開設指 針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続 的に確認を行っていく。</p>
比較審査基準		
I エリア 展開	<p>周波数有効利用の観点からエリアカバーに関する指標が重視される べき。 【KDDI株式会社】</p> <p>比較審査基準において鉄道路線やバス乗り換え拠点での整備状況も 評価に加えるべき。 【個人】</p>	<p>本開設指針案では、比較審査基準において、エリア展開について、他のカテゴリ よりも一段高い配点とするなど、エリア展開の重要性を踏まえた審査基準になっ ているものとする。</p> <p>「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月25日総務 省)の整備目標の1つである道路(高速道路及び国道)カバー率を比較審査基準と している。意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。</p>
II 公平 性・ 競争 促進	<p>比較審査基準Dについて、プラチナバンドを割り当てていない事業者 へ高配点を与えてしまうと他の項目で挽回することは困難です。公平な 審査基準となるよう希望します。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、比較審査 基準において、申請者がいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを 審査項目の一つとしている。</p>

提出意見	意見に対する考え方
審査項目について	
比較審査基準	
<p>Ⅱ 公平性・競争促進</p> <p>移動通信システムを用いた電気通信事業の公正な競争を促進するためには、電気通信事業者が保有する周波数の特性、周波数の帯域幅および周波数ひっ迫度のイコールフットイングの確保が重要。</p> <p>周波数の特性を考慮した場合、本指針案のように「同質の周波数の有無」を評価対象とすることは妥当。</p> <p>一方で、この後の周波数割当てに関する事であるが、公平な競争環境確保の観点からは、日本の5G用周波数の割当て状況を踏まえて「同質の100MHz幅の周波数の割当て数が少ない事業者を優先する項目」を設定することが適当。</p> <p>加えて、公平な競争環境確保の観点からは、実際に発生しているトラヒックを反映したトラヒックひっ迫度についても考慮することが必要。</p> <p>近い将来ネットワーク運用上の重大な懸念等が生じることがないよう「トラヒックひっ迫度がより高い事業者を優先する項目」を設定することが必要。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>意見の前段については、賛同意見として承る。</p> <p>意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>「公平性」基準においてプラチナバンドの割当てを受けていないのみによって24点が得られる一方、「特定基地局の開設数」、「人口カバー率」の配点が12のみ、「道路カバー」が4のみであることから、既存プラチナバンドを持たない事業者は同保有事業者に比して十分な得点を得ることができるため、同保有事業者は申請に参加するインセンティブが働かない。一方、高周波との組み合わせを基準としていることから、実質的に楽天モバイル以外の申請は困難と言える。</p> <p>絶対審査基準の人口カバー率の基準の適正化、および、道路カバー率、面積カバー率の目安となるカバー率を示しそれを満たす十分な数の基地局の開設を義務付けるよう検討してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いわゆるプラチナバンドの割当てを受けている事業者や高周波数帯の割当てを受けていない事業者についても、開設計画を申請することは可能。なお、「公平性・競争促進」「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしている。</p> <p>人口カバー率は、本開設指針案第五項に定めたとおり、四次メッシュの過半をカバーした際に、当該メッシュをカバーしたものとして計算しており、絶対審査基準において申請者は必要なメッシュをカバーできるよう基地局を開設する必要がある。</p> <p>道路カバー率や面積カバー率については、比較審査基準において考慮することとしている。</p>
<p>Ⅲ 周波数の経済的価値</p> <p>本指針案では特定基地局開設料の配点方式について、標準的な金額に対する上下で大きく異なる配点方式が改められた他、新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額される考え方が導入されている。このような考え方は、今後の周波数割当てにおいても継続していくことが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同意見として承る。</p>

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方④

提出意見		意見に対する考え方
審査項目について		
比較審査基準		
IV 高度化	<p>比較審査基準Gについて、周波数帯によってそれぞれの持つ特性が異なることから、割り当て済みの高周波数帯の置局場所などの具体的な利用方法については、事業者に委ねるべき。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>比較審査基準G(高周波数帯(sub6・ミリ波)と組み合わせた整備をより行うこと)については、全国の高周波数帯の基地局数を評価するものであり、置局場所などの具体的な利用方法を制限するものではない。</p>
	<p>比較審査基準Gの「高周波帯と組み合わせた整備をより行うこと」という項目は、新規参入希望者が0点になるので、修正が必要。</p> <p>700MHz帯の3MHz幅において、5G・CAが国際標準化されていない、また700MHz帯の割当てであるにも関わらず、以前割当てがなされた高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有する必要性は、疑問を感じる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>比較審査項目Gについては、開設計画の申請者に既に割当てられている周波数帯がある場合、当該申請者が当該周波数帯の有効利用を図っていることを確認することは、新しい周波数を割り当てる際に考慮すべき事項であるとの観点から、既存事業者同士の比較審査を念頭に設けている。</p> <p>高周波数帯が割り当てられていない新規参入希望者は、比較審査項目Gにおいては0点となるが、「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「公平性・競争促進」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしている。</p>
その他		
<p>認定を受けたMNOは割当てられた周波数により自らネットワークを構築し、当該周波数のサービスを提供することになることから、周波数有効利用の観点から当該周波数と同質の周波数によるローミングは不要になるものと考え。</p> <p>したがって、本指針案に基づき、開設申請を行う時点において、同質の周波数によるローミングの利用がある場合には、当該周波数の展開計画とともに、ローミングの縮退／終了計画についても開設計画に盛り込み、一体的に審査／認定を受けるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>認定を受けたMNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、当事者同士が合意している場合、電波法の観点からは、MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用(開設基地局数、小セル化、セクタ分割等)を図っている場合、更なるニーズに応えるために他MNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられることから、本開設指針案にローミングの縮小等についての記載はない。</p>
<p>事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただきたい</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>本開設指針案に係る申請マニュアルについては準備が整い次第公表する。</p>
<p>4.9GHz帯についても、割当てプロセスを迅速に実行し、早急に開設指針を示すよう強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		<p>意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではないが、総務省の今後の施策の参考とさせていただく。</p>